

家族信託とは

もし親御さんが認知症になってしまうと、本人名義の口座が凍結されたり、ご自宅の手続きができなくなることがあります。
家族信託とは、ご本人（委託者）が判断できるときに、あらかじめ信頼できる家族等（受託者）に財産の管理を託す契約をしておく制度です。
これにより、万一ご本人が認知症等により判断ができなくなっても、代わりに家族が銀行や自宅の対応ができるようになります。
介護の時代に備えるための対策として、今、注目されています！



信託契約

これなら安心！



空き家対策



預金凍結対策

家族信託なら、成年後見制度に頼らず認知症等の対策ができます！

家族信託のスイッチ



お元気な時期

- ・家族信託の契約
- ・銀行の契約
- ・不動産の管理等
- ・遺言書の作成
- ・生命保険の契約

認知症や
重度の介護の時期



何もできない、または成年後見制度

一般の対策のスイッチ



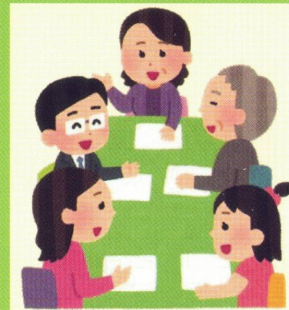
相続後

- ・銀行口座凍結の解除
- ・空き家の手続き
- ・遺言書の開示
- ・生命保険金の受取り

家族信託

まずは将来の介護の準備について話をしましょう！

相談料
無料



家族信託セミナーは毎月開催しています。詳しくはホームページをご覧ください。

民事信託相談センター



ステップ
1

セミナー＆個別の相談

心配ごとの解決に、家族信託が有効かどうか、まずはご相談ください。

ステップ
2

ご家族での話し合い

※最も重要です。

弊社相談員と提携専門家が、基本的にはご実家へ伺いし、皆様のご意見やお考えを十分にお聞きして、心配ごとを解決できるよう、お話し合いをサポートします。

ステップ
3

契約に向けての準備

必要書類の手配をし、契約書案を事前にご確認いただき、調整していきます。

ステップ
4

ご契約

公証役場での公正証書契約、または弊社立会いの信託契約書を作成します。

ステップ
5

不動産登記

弊社提携の司法書士が、信託不動産登記を行います。※不動産を信託する場合のみ